

# 平成30年度「第1回農業経営セミナー」開催要領

～外国人技能実習制度の適正運用と実習生の労務管理～

群馬県担い手育成総合支援協議会  
(群馬県農業経営相談所)

外国人技能実習制度は、外国人への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたものであり、農業分野においても全国で広く実習が行われています。

この制度に対して受け入れ側から実習期間延長等の要望があった一方、受け入れ側が制度を不適切に運用している等の問題もあったため、平成28年に制度の適正運用と実習生保護に関する新法が成立し、翌年11月に施行され、新制度へ移行しました。

今回は2名の講師に講演を頂き、新制度の適正な運用や、受け入れ側が整備すべき労働環境、賃金の支払い等について研修を開催致します。

1. 日 時 平成30年11月12日(月) 午後1時15分～

2. 場 所 「JAビル」10階 第4会議室  
住所：前橋市亀里町1310番地

3. 対象者 外国人技能実習制度を活用中もしくは興味のある農業者・関係団体等

4. 内 容 ■講演「農業分野における外国人技能実習制度について」  
講 師 (一社)全国農業会議所  
農政・担い手対策部 相談員 八山 政治 氏

JA全農の元職員で経理や肥料農薬、企画部門などを担当し、(公財)国際研修協力機構への2年間の出向期間中は、農水省関係の外国人研修生・技能実習受け入れ事業に携わる。現在はJA全農を退職し、(一社)全国農業会議所で外国人技能実習制度の相談員として活動中。

■講演「農業における労務管理と外国人技能実習生について」  
講 師 特定社会保険労務士・産業カウンセラー 関一之氏

関一之労務管理事務所(中之条町)  
群馬県経営者協会認定講師/ADR個別労働紛争解決代理業務資格  
(公財)国際研修協力機構 外国人技能実習制度 法的保護外部専門講師  
業務：労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金等の事務・相談/教育訓練  
就業規則等の作成・指導/労働基準法等労務全般に関する相談・指導

5. 参加申込 (別紙)にて11月7日(水)までにFAX・電子メール等で申込み下さい。

6. 問合せ先 群馬県担い手育成総合支援協議会

【事務局：(一社)群馬県農業会議 担い手支援課 新保】

〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル

電話 027-280-6171 / FAX 027-255-6461

E-mail: gn-shinbo@nca.or.jp

(別紙：農業者用)

## 平成30年度「第1回農業経営セミナー」参加申込書

～外国人技能実習制度の適正運用と実習生の労務管理～

群馬県担い手育成総合支援協議会 行

(事務局：群馬県農業会議 新保 )

FAX：027-255-6461 / E-mail：gn-shinbo@nca.or.jp

記入日：30年 月 日

参加者氏名	
住 所	〒 ー
連絡先	TEL： / FAX：
農業について	<p>1. 経営 a. 個人経営 b. 法人経営</p> <p>2. 主な作目や面積等 ( )</p> <p>3. 雇用の有無 a. 有り ・外国人技能実習生 / ・正社員 / ・パート (あてはまるもの全てに○) b. 無し</p>
平成31年3月開催予定のセミナーで聴講したいテーマ(農業経営に関するもの)	

